

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の
被ばく線量の評価状況について

2025 年 11 月 28 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2025 年 10 月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

10 月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価

- ・ 外部被ばく線量の最大値：10.50 mSv/月
- ・ 内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以 上

<添付資料>

- ・ 被ばく線量の分布等について

被ばく線量の分布等について

1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.8月			R7.9月			R7.10月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	2	2
5超え～10以下	0	43	43	0	46	46	0	47	47
1超え～5以下	1	318	319	8	353	361	16	504	520
1以下	1038	6347	7385	1009	6443	7452	999	6595	7594
計	1039	6708	7747	1017	6842	7859	1015	7148	8163
最大(mSv)	1.3	8.4	8.4	1.6	9.9	9.9	4.49	10.50	10.50
平均(mSv)	0.03	0.22	0.20	0.06	0.25	0.22	0.08	0.29	0.27

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の9月末（R3.4～R7.9）と10月末（R3.4～R7.10）を表2に、年度の累積線量分布の9月末（R7.4～R7.9）と10月末（R7.4～R7.10）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.9月 (2021.4～2025.9)			R3.4～R7.10月 (2021.4～2025.10)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	1	1	0	1	1	0	0	0
50超え～75以下	0	165	165	0	177	177	0	12	12
20超え～50以下	39	1530	1569	39	1544	1583	0	14	14
10超え～20以下	79	1999	2078	82	2034	2116	3	35	38
5超え～10以下	150	1829	1979	151	1845	1996	1	16	17
1超え～5以下	382	2974	3356	384	3010	3394	2	36	38
1以下	1417	9687	11104	1417	9785	11202	0	98	98
計	2067	18185	20252	2073	18396	20469	6	211	217
最大(mSv)	39.52	75.32	75.32	40.96	75.78	75.78	－	－	－
平均(mSv)	2.12	5.85	5.47	2.15	5.89	5.51	－	－	－

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表 3 年度累積線量

区分(mSv)	R7.4～R7.9月			R7.4～R7.10月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	169	169	0	256	256	0	87	87
5超え～10以下	2	436	438	7	525	532	5	89	94
1超え～5以下	94	1396	1490	108	1595	1703	14	199	213
1以下	1266	6726	7992	1260	6732	7992	-6	6	0
計	1362	8727	10089	1375	9108	10483	13	381	394
最大(mSv)	5.9	19.6	19.6	7.99	19.77	19.77	-	-	-
平均(mSv)	0.23	1.11	0.99	0.28	1.30	1.16	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※ 1 の累積線量分布を表 4 に示す。

表 4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

※ 1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第 7 条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が 1 時間につき 0.1mSv を超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※ 2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※ 3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※ 4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表5に、等価線量（水晶体）分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R7.8月			R7.9月			R7.10月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	7	7	0	6	6	0	2	2
5超え～10以下	0	52	52	0	59	59	0	49	49
1超え～5以下	1	377	378	13	425	438	16	564	580
1以下	1038	6272	7310	1004	6352	7356	999	6533	7532
計	1039	6708	7747	1017	6842	7859	1015	7148	8163
最大(mSv)	1.3	17.3	17.3	4.3	16.2	16.2	4.49	10.50	10.50
平均(mSv)	0.03	0.27	0.24	0.07	0.30	0.27	0.08	0.32	0.29

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.8月			R7.9月			R7.10月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	2	2	0	2	2
5超え～10以下	0	57	57	0	51	51	0	49	49
1超え～5以下	1	327	328	8	366	374	16	564	580
1以下	1038	6324	7362	1009	6423	7432	999	6533	7532
計	1039	6708	7747	1017	6842	7859	1015	7148	8163
最大(mSv)	1.3	8.8	8.8	1.6	10.7	10.7	4.49	10.50	10.50
平均(mSv)	0.03	0.24	0.21	0.06	0.26	0.24	0.08	0.32	0.29

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の9月末（R7.4～R7.9）と10月末（R7.4～R7.10）の等価線量（皮膚）の年度累積分布の比較を表7に、9月末（R7.4～R7.9）と10月末（R7.4～R7.10）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の9月末（R3.4～R7.9）と10月末（R3.4～R7.10）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R7.4～R7.9月			R7.4～R7.10月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	4	4	0	4	4	0	0	0
20超え～50以下	0	15	15	0	17	17	0	2	2
10超え～20以下	0	228	228	0	336	336	0	108	108
5超え～10以下	3	501	504	8	578	586	5	77	82
1超え～5以下	94	1425	1519	111	1604	1715	17	179	196
1以下	1265	6554	7819	1256	6569	7825	-9	15	6
計	1362	8727	10089	1375	9108	10483	13	381	394
最大(mSv)	5.9	65.8	65.8	7.99	66.50	66.50	-	-	-
平均(mSv)	0.24	1.35	1.20	0.30	1.54	1.38	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は5 0 0 mSv/年（緊急被ばく限度1 Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70 μ m線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4～R7.9月			R7.4～R7.10月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	221	221	0	296	296	0	75	75
5超え～10以下	2	427	429	7	529	536	5	102	107
1超え～5以下	94	1403	1497	108	1628	1736	14	225	239
1以下	1266	6676	7942	1260	6655	7915	-6	-21	-27
計	1362	8727	10089	1375	9108	10483	13	381	394
最大(mSv)	5.9	16.9	16.9	7.99	16.92	16.92	-	-	-
平均(mSv)	0.23	1.19	1.06	0.29	1.39	1.24	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は5 0 mSv/年かつ、1 0 0 mSv/5年（緊急被ばく限度3 0 0 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1 cm 線量当量、X・ γ 線および β 線の3mm 線量当量とする。

ただし、X・ γ 線および β 線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70 μ m 線量当量としている。

表 9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R7.9月 (2021.4～2025.9)			R3.4～R7.10月 (2021.4～2025.10)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	3	3	0	4	4	0	1	1
50超え～75以下	0	204	204	0	222	222	0	18	18
20超え～50以下	42	1608	1650	42	1627	1669	0	19	19
10超え～20以下	76	2020	2096	81	2045	2126	5	25	30
5超え～10以下	154	1750	1904	154	1775	1929	0	25	25
1超え～5以下	385	2951	3336	386	2987	3373	1	36	37
1以下	1410	9649	11059	1410	9736	11146	0	87	87
計	2067	18185	20252	2073	18396	20469	6	211	217
最大(mSv)	39.52	77.00	77.00	40.98	77.66	77.66	－	－	－
平均(mSv)	2.15	6.15	5.74	2.18	6.21	5.80	－	－	－

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は5 0 mSv/年かつ、1 0 0 mSv/5 年（緊急被ばく限度3 0 0 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1 cm 線量当量、X・ γ 線および β 線の3mm 線量当量とする。

ただし、X・ γ 線および β 線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cm または70 μ m 線量当量としている。

以 上